

2020年3月18日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

財務省による「事前届出対象事業の該当性に係る調査」のご案内

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、財務省において、昨年改正された外国為替及び外国貿易法に関連して、「事前届出対象事業の該当性に係る調査」が実施されることとなり、同省から当取引所に対し調査対象となる企業への事前連絡を行うよう依頼を受けました。

なお、本件調査は、財務省が調査事務を委嘱している日本能率協会総合研究所が行うこととなっております。後日、調査資料については同所から企業様宛てに郵送にて送付されるとのことでありますが、印刷・郵送手続きには一定の時間を要すること、また、ご高承のとおり、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、上場会社の皆様の事業活動にも少なからず影響が及んでいる状況を考慮し、上場会社様の便宜を図るため、事前に当取引所からメールにて同省が作成しております別添資料一式を送付するよう依頼があったものです。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、このような中でののご案内となりますこと、誠に恐縮ではございますが、貴社内のご担当者にご周知賜りますようお願い申し上げます。

【別添】

- 事前届出対象事業の該当性に係る調査へのご協力をお願い
- 事前届出対象事業の該当性に係る調査について

本件は、財務省が行う調査となりますので、お問合せ等につきましては、以下までお願いいたします。

財務省 国際局 調査課 外国為替制度調査室
電話：03-3581-4111（代表）内線5284